

山梨県私立小中学校授業料減免事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、私立小学校及び中学校（以下「私立小中学校」という。）における継続的な学びを支援するため、私立小中学校に在学する児童生徒で経済的理由により修学が困難である者に対し、当該私立小中学校の設置者が、その負担を軽減するため授業料の減免を行った場合、それに相当する額の全部又は一部について予算の範囲内で補助するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、私立小中学校を設置する学校法人とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 私立小中学校 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する、山梨県内の学校教育法第1条に規定する小学校、中学校
- (2) 児童生徒 私立小中学校のいずれかに通う児童生徒
- (3) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）又は児童生徒に保護者がいない場合に当該児童生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者
- (4) 経済的理由により修学が困難である者 私立小中学校に在学する児童生徒のうち、入学後にその保護者等が、災害その他の特別の事情により生活に困窮し、授業料の納付が困難となった別表1に該当する者であって、知事が適当と認めるもの

(補助対象経費及び補助額)

第4条 この補助金の補助対象経費は、前条第4号に該当する児童生徒に対し、当該児童生徒が在学する私立小中学校の設置者が行った授業料の減免額とする。

2 補助額は、児童生徒1人当たりの月額授業料減免額又は28,000円のいずれか低い額に減免月数を乗じた額とする。

(補助事業者の徴すべき書類)

第5条 補助事業者は、保護者等から、あらかじめ授業料減免申請書及び関係書類を提出させ、事業完了後に授業料減免確認書を徴するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 授業料減免事業計画書(第2号様式)
- (2) 在学証明書
- (3) 学則
- (4) 保護者等からの授業料減免申請書(学校様式第1号)及び関係書類の写
- (5) 前各号のほか知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の変更(補助金の額の変更を伴う場合に限る)、中止又は廃止をしようとする場合においては、事業計画変更(中止又は廃止)承認申請書(第3号様式)をあらかじめ知事に提出して承認を受けること。
- (2) 補助金の交付を受けた者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、事業完了後、実績報告書に基づき、補助金の額を確定し交付する。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払請求書(第4号様式)により概算払の請求をすることができる。

(実績報告書)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書(第5号様式)には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業実績書(第6号様式)

- (2) 授業料減免決定通知書（学校様式第2号）の写
- (3) 授業料減免確認書（学校様式第3号）の写
- (4) 前各号のほか知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1 対象となる児童生徒

以下の要件を全て満たす者とする。

(家計急変した年度)

- 1 保護者等が山梨県内に住所を有すること。
- 2 保護者等の家計急変後の年収の合計が350万円未満相当であること。

(家計急変した年度の翌年度以降 ※1)

- 1 保護者等が山梨県内に住所を有すること。
- 2 保護者等の家計急変後の年収の合計が350万円未満相当であること。
- 3 保護者等の資産保有額の合計が700万円未満であること。

※1 家計急変年度に加え、その後も継続的に低所得である世帯の児童生徒に対して授業料減免（最長で当該私立小中学校の卒業まで）を行う場合

【年収合計額が350万円未満相当の判定基準】

次の計算式による算出額（保護者等の合計額）が51,300円未満と見込まれる世帯市町村民税の所得割の課税標準額×6%－調整控除の額